

## 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）の一部の施行に伴い、  
所要の規定の整理を行うこととする。（第27条の4、第27条の14、第38条、第39条  
の11、第39条の12の2関係）
- 2 この政令は、令和6年4月1日から施行することとする。（附則関係）